大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第５条第１項第５号から第６号までに掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和８年11月20日

滋賀県知事　三日月　大造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　万代栗東小柿店　栗東市小柿八丁目１番13号

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名　綾羽株式会社
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地　代表取締役　河本紗代子

３　変更しようとする事項

⑴　変更前

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻　８時00分から21時00分まで

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯　７時30分から21時30分まで

ウ　駐車場の自動車の出入口の数および位置　３か所

⑵　変更後

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻　７時00分から21時50分まで

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯　６時30分から22時00分まで

ウ　駐車場の自動車の出入口の数および位置　３か所

４　変更年月日　令和８年10月31日

５　変更の理由　アおよびイについては顧客の利便性向上のため、ウについては出入口の運用を見直すため

６　届出年月日　令和８年10月30日

７　届出書類の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

栗東市環境経済部商工観光労政課　栗東市安養寺一丁目13番33号

草津市環境経済部商工観光労政課　草津市草津三丁目13番30号

⑵　縦覧期間　令和８年11月20日から令和９年３月23日まで

８　意見書の提出期限および提出先

⑴　提出期限　令和９年３月23日

⑵　提出先　滋賀県商工労働部中小企業支援課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号